

16. 加納中学校PTA会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会は岐阜市立加納中学校PTAと称し、事務局を岐阜市立加納中学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は次のことを目的とする。

1. 家庭、学校、地域との連携を緊密にしながら、生徒の健全な育成をはかる。
2. 教養を高め、よりよい保護者となるために会員が研修するとともに、会員相互の親睦をはかる。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を目的とする民主的団体として行動する。

第4条 本会は不偏不党を旨とする自主独立の団体である。

第5条 本会は児童・生徒および青少年の育成のため活動する他の団体や機関と協力する。

第6条 本会は学校管理および職員人事に干渉しない。

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 会 員

(会員資格)

第8条 本会の会員資格は、本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者(後見人)ならびに本校に勤務する教職員とする。

(入会規定)

第9条

1. 本校 PTA へは入会届の提出をもって入会したものとみなし、入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
2. 年度途中であっても入会または再入会の申し出があるときはこれを妨げない。

(退会規定)

第10条 会員は生徒の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、細則に定める退会手続きをもって本校PTAを退会できる。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

第12条 会費は1口月額100円とし、会員は1口以上の会費を負担するものとする。既納の会費については、いかなる理由があっても返還しない。

第13条 本会の資金は、第2章の目的以外には使用しない。

第14条 本会の会計を一般会計・部活会計および特別会計とに分ける。

1. 一般会計は会費による会計とする。
2. 部活会計は、PTA補助、市補助、その他による会計とする。
3. 特別会計は寄付金による会計とする。

第15条 会計の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受けねばならない。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 会計の監査

第17条

1. 本会には、会計監査2名を置く。
2. 会計の監査は1回以上行い、その結果を総会に報告し、承認を受けねばならない。

第7章 役員・会計監査の選出

(役員等の選出)

第18条 役員・会計監査(以下役員等という)の選出については別に定める規定による。

(役員等の任期)

第19条 役員等の任期は4月1日より翌年3月31日までとし再選を妨げない。年度途中における補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員等の兼任)

第20条 役員等は、やむを得ない場合に限り、他の役員、各委員長、委員を兼任することができる。

第8章 役員および顧問

(役員構成)

第21条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 〈保護者〉
2. 副 会 長 3名以上 〈各小学校区より保護者各1名以上、教職員より1名〉
3. 書 記 2名 〈保護者、教職員より各1名〉
4. 会 計 2名 〈保護者、教職員より各1名〉

(顧問の構成)

第22条 本会に顧問を置くことができる。

(役員および顧問の職務)

第23条 役員および顧問の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、役員会の長および委員を任命・委嘱し、総会・役員会・執行委員会を召集する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 副会長は本会の各専門委員会を代表して、市PTA連合会に参加する。
4. 書記は本会の運営に関する庶務を司り、総会・役員会・執行委員会の記録を保管する。
5. 会計は金銭の出納を行い、経理の記録および受領証の保管を行う。
6. 顧問は会長の諮問に応ずる。また、総会および諸会合において意見を述べることができる。

第24条 役員は必要に応じ、常任委員会、特別委員会、学年および学級総会、学年および学級委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 機 関

第25条 本会に、必要に応じて次の機関を置くことができる。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 総会 | 6. 学年総会 |
| 2. 役員会 | 7. 学級総会 |
| 3. 執行委員会 | 8. 学年委員会 |
| 4. 常任委員会 | 9. 学級委員会 |
| 5. 財務委員会 | 10. 役員選出委員会 |

第26条 前条に示す機関のほか、必要に応じ執行委員会の承認を受けて特別委員会を設置することができる。

(総会)

第27条 総会は本会の最高決議機関であり、全会員で構成し、毎年1回会長が召集して開く。ただし、執行委員会が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合には臨時に開くことができる。

第28条 総会の議長団は2名とし、出席者の中から選出する。

第29条 総会の議決は、執行委員および会計監査を除く出席者の過半数をもって決する。

第30条 総会にかけ議決を必要とする事項は次の通りとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 役員の追認 | 4. 会則の改廃 |
| 2. 前年度の事業および決算の承認 | 5. その他の重要事項 |
| 3. 新年度の事業計画および予算の承認 | |

(役員会)

第31条 役員会は会長がこれを召集する。その任務は次のとおりとする。

1. 執行委員会に付議すべき事項の審議
2. 事業計画の調整ならびに審議
3. その他重要事項の審議

(執行委員会)

第32条 執行委員会は次をもって構成する。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1. 会 長 | 5. 会計監査 |
| 2. 副 会 長 | 6. 各常任委員長および特別委員長 |
| 3. 書 記 | 7. 各学年委員長 |
| 4. 会 計 | |

第33条 執行委員会は必要に応じて会長が召集する。執行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 総会に提出する議案の作成および審議
2. 総会で議決された事項の執行
3. 特別委員会の設置
4. その他本会の活動に必要な事項の審議と執行
5. 緊急事項の処理

第34条 執行委員会の議決は会計監査を除く出席者の3分の2をもって決する。

(常任委員会)

第35条 常任委員会は次をもって構成する。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 校区会員委員会 | 4. 広報委員会 |
| 2. 成人教育委員会 | 5. 学年委員会 |
| 3. 地域生活委員会 | 6. 部活委員会 |

第36条 常任委員会は、委員長・副委員長・委員および委員会に関係する教職員で構成し、必要に応じて委員長が召集する。この委員会の任務等は、細則によりこれを定める。

(財務委員会)

第37条 財務委員会は本会役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、本会の財務について審議す。

(学年総会・学級総会)

第38条 学年総会および学級総会は当該学年および学級に所属する会員で構成し、必要に応じて学年委員長、学級委員長が召集する。この会の任務等は、細則によりこれを定める。

(学年委員会・学級委員会)

第39条 各学年委員会および学級委員会はそれぞれの長が召集する。この委員会の任務等は、細則によりこれを定める。

(役員選出委員会)

第40条 役員選出委員会の任務、構成、委員の選出および任期、委員長、活動内容等について、別に定める役員等選出規定により定める。

(特別委員会)

第41条 特別委員会は各常任委員の任務に属さない重要な問題の処理を目的として設置される。この委員会の構成・任務等は、細則によりこれを定める。

第10章 付 則

第42条 この会則の改廃は総会の議決を要する。

第43条 本会の運営上必要な細則、規定および規程は、会則の趣旨に基づいて執行委員会で決定する。制定または改廃した場合は、次期総会にて報告する。

第44条 この会則は昭和56年4月1日より施行する。

昭和56年 3月31日 制定
昭和57年 4月 1日 一部改正
昭和58年 4月 1日 一部改正
昭和59年 4月 1日 一部改正
昭和60年 4月 1日 一部改正
平成12年 4月 1日 一部改正
平成15年 4月 1日 一部改正
平成17年 4月 1日 一部改正
平成18年 4月 1日 一部改正
平成21年 4月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正
平成31年 4月 1日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正

17. 加納中学校PTA会則の細則

平成22年1月14日 一部改訂
平成23年2月18日 一部改訂
平成31年4月23日 一部改訂

第1章 委員長、副委員長および委員の選出

- 第1条 学級委員は毎年度初めに各学級所属の保護者の中から、5名が選出される。
- 第2条 常任委員会の委員長、副委員長および委員の選出等は次のとおりとする。
1. 地域生活、広報、成人教育委員会の委員長、副委員長および委員は学級委員の中から選出される。
 2. 校区会員委員会は支部長をもってこれを構成し、委員長、副委員長は両小学校区の支部長代表をこれに充てる。
 3. 部活委員会の委員長、副委員長および委員は、部活保護者代表者会で選出する。
 4. 各学年委員会は学級委員長によって構成し、委員長、副委員長は各学級委員長をもってこれに充てる。
- 第3条 委員の任期はすべて役員等と同じとする。ただし、再任を妨げない。

第2章 常任委員会

(校区会員委員会)

- 第4条 校区会員委員会は、会員相互の連絡にあたる。また、各校区地域の諸事業を計画し、実施する。

(成人教育委員会)

- 第5条 成人教育委員会は、会員の教養を向上し、よりよい会員となるための研修と、生徒と会員の保健管理・体力向上に関する事項を計画し実施する。

(地域生活委員会)

- 第6条 地域生活委員会は、生徒の校外・家庭生活・地域の指導力を高めるための計画をし、実施する。

(広報委員会)

- 第7条 広報委員会は機関誌「桐の葉」、その他の方法で本会の広報活動と会員への情報を提供する。

(学年委員会)

- 第8条 学年委員会は、全校および各学年に応じた生徒の適切な指導に協力する。

(部活委員会)

- 第9条 部活委員会は、部活指導について適切な協力をする。

第3章 学年総会・学級総会

(学年総会・学級総会)

- 第10条 学年総会および学級総会は、当該学年および学級における教育的諸問題について協議する。

第4章 学年委員会・学級委員会

(学年委員会・学級委員会)

第11条 各学年委員会および学級委員会は、学年総会および学級総会に代わる機関で、当該学年および学級における教育的問題を協議し、諸活動を推進する。

第5章 特別委員会

(特別委員会)

第12条 特別委員会の構成・任務等は次のとおりとする。

1. 特別委員長は執行委員会の承認を受けて会長がこれを任命する。
2. 特別委員長は副会長または常任委員長と兼任することができる。
3. 特別委員会の委員は会長がこれを委嘱する。
4. 特別委員長および委員の任期は選出されたときからその事業の終結時、または会則第19条に定める役員任期末までとする。

第6章 退会手続き

第13条 会則第4章 第10条に定める退会手続きは次の通りとする。

1. 退会届は会員からの申し出があった場合、理由を問わず配付する。
2. 退会届を受理した場合、PTA会長は受理確認欄に記入し、その写し(コピー)を確認書として発する。
3. 個別事情により書類の提出が難しい場合は、本校PTA執行部に対して可能な手段で申し出をすることでこれに変える。役員会は退会届記載の同意事項に同意することを確認し代理記入した退会届を前項と同様に扱う。
4. 必要事項の欠如、加筆修正等の不備があるものはこれを不受理として差し戻すものとする。

18. 加納中学校PTA 個人情報保護方針

加納中学校PTA(以下「本会」という。)は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

加納中学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、加納中学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
(1) 会費請求、管理等のための連絡
(2) 本会の活動、運営に関する文書等の送付
(3) 本会役員・委員名簿の作成・その他PTA活動に必要な名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 第1項 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。
(1) 氏名
(2) 電話番号
(3) その他必要とするもので同意を得た事項
第2項 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取消し)

第6条 第1項 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
第2項 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡(または通知)をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 第1項 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
第2項 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について 記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(附則)

第16条 この方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

第17条 本取扱方法は、2020年4月1日より施行する。但し、本日以降、会員各位への周知を図るとともに、本取り扱い方法および法令を遵守することとする。

19. 加納中学校PTA役員等選出規定

平成22年1月14日 一部改訂
令和元年5月11日 会則改定に伴う引用部の修正、
誤字脱字の修正
令和2年6月22日 一部改訂
令和4年3月9日 一部改訂

第1章 総 則

第1条 この規定は岐阜市立加納中学校PTA会則(以下会則という)第7章第18条、第9章第40条の定めるところによりPTA役員選出のために定めたものである。

第2章 役員選出委員会

第2条 本会に役員選出委員会(以下委員会という)をおき、役員等選出の任務にあたる。

(委員会の構成)

第3条 委員会は18名以下の委員をもって構成する。

第4条 委員の中から委員長1名を互選し、会長がこれを委嘱する。委員長は委員会を統括し必要に応じ、委員会を召集する。

(委員の選出)

第5条 委員の選出は、次により、会長がこれを委嘱する。

1. 学級委員の互選により各小学校区の各学年より1名以上。
2. 執行委員(会計監査委員も含む)より、小学校区毎に1名以上。なお選出は、役員会で協議し、執行委員会で決定する。
3. 学校職員から1名

第6条 委員の氏名は文書で公表する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は選出されたときから役員選出時までとする。

第3章 役員等の選出

(役員候補者の指名)

第8条 委員会は会員の中から、会則第8章第21条、第6章第17条第1項に定める役員、会計監査(以下役員等という)の候補者を指名する。

第9条 役員等候補者の指名の方法についてはその都度、委員会で定めるものとする。

第10条 委員会の委員長は役員等候補者となることはできない。

第11条 委員会は役員等候補者の同意を得て、その氏名を会員に公示しなければならない。この公示によって、委員会により指名された役員等候補者を次年度の役員等と決定する。

(役員決定者の追認)

第12条 委員長は決定した役員等を総会にて報告し、総会は役員等を追認する。

(執行委員就任による役員免除の特例規定)

第13条 執行委員を務めた場合(以下、特例条件という)として下記の規定を設ける。
但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

1. 特例条件を満たした場合、次子以降の全ての子供に対しての責任を果たしたものとして、学級委員選出辞退届の提出をもって学級委員選出の辞退ができる。
2. 特例条件に該当する会員は、役員選考名簿から外す。

第4章 欠員の補充

第14条 役員等に欠員が生じた場合は、役員会で指名し、執行委員会の承認により決定することができる。

20. 加納中学校PTA旅費規定

第 1 章 総 則

第1条 本校の職員及びPTA会員に関わる旅費については、この規程によるものとする。

第 2 章 支 給 範 囲

第2条 本会は次の場合に旅費を支給する。

1. 日本PTA全国協議会、岐阜県PTA連合会並びに岐阜市PTA連合会の研修及び会議に参加するとき。
2. 本会の事業を行うために必要な視察及び調査を行うとき。
3. 本会の事業を行うために必要な研修等に参加するとき。

第 3 章 支 給 額

第3条 前項にともなう旅費は出張者の請求により次のとおり支給する。

1. 岐阜市内及び近郊（羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡及び本巣郡）へ出張の場合

500円

実費が支給額を上回るときは別に支給する。

2. 岐阜県内（前項以外）へ出張の場合

1,500円

実費が支給額を上回るときは別に支給する。

3. 遠隔地へ出張の場合

会議及び研修会等への参加費用及び実費を支給する。ただし、支給額が30,000円を超える場合については役員会で協議し、執行委員会の承認を必要とする。

21. 加納中学校PTA慶弔内規

平成15年2月13日 一部改正

平成22年4月27日 一部改正

第1条 本内規は、加納中学校PTA慶弔内規という。

第2条 PTA会員および職員に関わる慶事、弔事、見舞い等の事由のあった場合、それぞれの意を表すものとする。

第3条 本内規の定めるところの経費は、PTAの慶弔費をもってこれに充てる。

第4条 本内規による慶弔事に対する返礼はしない。

第5条 本内規の細則は下記のとおりとし、金額又はこれに相当する物品を贈り、慶弔の意を表す。

(1) 死亡に関わる弔意

対 象	通夜	通夜参列者	香料	生花	弔電	告 別 式 会 葬 者
①会 員	○	執行部代表（校区長又は関係役員）、 学校職員代表	○	○		執行部代表、当該学年委員長、 当該学級委員 校長、当該学校職員
②生 徒	○	執行部代表 学級委員代表 学校職員代表 当該学校職員	○	○		執行部代表、学級委員代表、 学校職員代表、当該学校職員、 生徒会代表、当該学級生徒代表
③学校職員 (含む校医等)	○	執行部役員 学校職員	○	○		執行部代表、当該学年委員長、 当該学級委員、学校職員、 生徒会代表、当該学級生徒代表
④学校職員の配偶者、子、同居の父母 別居直系父母 別居傍系父母	○	執行部代表、 校長、学校職員	○ ○	○	○ ○	執行部代表、当該学年委員長、 当該学級委員、学校職員代表

(2) 傷病・災害等（全治1か月以上）の見舞い

- ① 生 徒 執行委員会に諮り、執行部代表、学級委員代表、学校職員代表(学級担任も含む)の見舞い
- ② 会 員 執行部代表、学校職員代表の見舞い
- ③ 学校職員 ②に準ずる。

(3) 職員の転出・退職

- ① 餞別として花束を贈る。

第6条 本内規の適用について、特殊事情がある場合は次のとおりとする。

- (1) 必要に応じて執行委員会で協議する。ただし、緊急の場合は会長が処理し、執行委員会に報告する。
- (2) この内規の改正は、執行委員会の協議において行う。

この内規は、平成15年4月1日より施行する。

22. 岐阜県PTA見舞金給付会の概要

令和7年度
岐阜県PTA見舞金給付会「手引」より抜粋

1 見舞金給付会とは

PTAが主催・共催する活動中、突発（偶然）・急激・外来的に起きた傷害等にお見舞金を給付するために設立されている会です。

2 給付対象者の基本

基本は、下表の通りです。

	保 護 者	小 中 生	教 職 員	指導者・協力者
P T A の 主 催 活 動	○	○	○	○
学 校 と の 共 催 活 動	○	×	×	△
他団体との共催活動	○	△	△	△

△印 P T A が依頼した場合には給付対象になります。

×印 日本スポーツセンター給付及び公務災害認定の制度があることから給付対象になりません。

指導者・協力者には、活動内容・日時・場所等を記入した依頼書が出してあることが条件となります。

3 給付対象になる事例

(1) 活動区分〔岐阜県PTA連合会、地区・市PTA連合会、単位PTA、その他〕

(2) 単位PTAの場合

- ◎ 総会・役員会・委員会等の諸活動・会議、並びにそれらの運営に関連する業務への参加。
- ◎ 学級・学年・全校PTAとして計画された活動。
(あらかじめ計画され、会長や組織の承認または決定されていること。)
 - ◇ 学習会・スポーツレクリエーション活動
 - ◇ 給食試食会・プール監視の補助員・バザー等
 - ◇ 交通指導・巡回指導・資源分別活動等の校外活動
- ◎ 学校行事におけるPTA活動の部分。
 - ◇ 運動会・文化活動・授業参観並びに学級や学年懇談会（祖父母学級）
- ◎ 学校教育活動で、PTAに協力を依頼された活動の部分。
 - ◇ 総合的な学習活動・生活科学学習活動等

4 給付の種類と給付額

- (1) 医 療 見 舞 金：医師又は柔道整復師が必要と認めた通院・入院が2日以上災害を対象とする。
 - ・ 認定治療回数…災害の日から180日以内の期間で通院90日・入院180日を上限とする。
 - ・ 通院見舞金…日常の生活に支障をきたし、かつ医師等の指示により通院した場合に、1日につき2,000円を給付する。
 - ・ 入院見舞金…医師からの指示で入院した場合に、1日につき3,000円を給付する。
 - ・ 手術見舞金…災害から180日以内に入院して手術をした場合に、1回に限り給付する。給付額は、入院中に手術を受けた場合は、入院見舞日額の10倍とする。
- (2) 後遺障害見舞金：災害から180日以内に医師の認定により後遺障害が生じた場合に、日本スポーツ振興センター法の基準に準じ、150万円を上限として給付する。
- (3) 死 亡 弔 慰 金：災害を原因として180日以内に死亡した場合、150万円を上限として給付する。
- (4) 重 複 災 害：(1)～(3)の災害が重複する場合は合算して給付するが、150万円を上限とする。
- (5) 集 団 一 事 故：災害が多人数に及んだ場合には、一事故に対して1,000万円を上限として給付する。但し、給付額は被災者数で按分し、一被災者あたりの給付額は150万円を上限とする。

5 申 請

- ・ 単位PTA事務局（教頭）まで報告ください。

6 その他

- ・ 詳細については、岐阜県PTA見舞金給付会の「手引」によります。
- ・ 平成20年度より、見舞金は責任準備金から給付され、会員や単位PTAから負担金は徴収されません。